

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」といいます。当該委託契約に係る賃貸借保証契約を「保証契約」といいます。)

第1条(個人情報) 個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいいます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年取等の入居申込書兼保証委託申込書(以下「申込書」といいます。)

第2条(法人情報) 法人情報とは、以下の法人に関する情報等をいいます。

- ①法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員数、事業内容等の、申込書、委託契約兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。)

第3条(関連する個人情報) 当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

- ①委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため、②委託契約及び保証契約の締結及び履行のため、③委託契約に基づく求償権の行使のため、④当社のサービスの紹介のため、⑤当社のサービスの品質向上のため、⑥委託契約もしくは保証契約の付帯商品提供のため、⑦ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため、⑧賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため、⑨賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため、

- ⑩当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報第三者に提供することはありません。

- ①第4条記載の利用目的の達成のために、連帯保証人予定者、賃貸人、連帯保証人、賃貸物件の所有者、賃貸人、管理会社、仲介会社、調査会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者、委託契約もしくは保証契約の付帯商品の提供会社に提供すること、②当社が申込者に対して有する債権を譲渡又は担保に供する場合、譲渡先又は担保権者に対し債引に必要な項目を電送等により提供すること、③その他申込者が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第6条(第三者の範囲) 以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います。)

第7条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等) ①申込者は、当社が個人情報を当社の加盟する以下の家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」といいます。)

■加盟家賃債務保証情報取扱機関 名称: 一般社団法人全国賃貸保証業協会(略称 LICC) 住所: 〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号

- (2)申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

Table with 2 columns: 登録情報, 登録期間. Row 1: 氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報. Row 2: 賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報. Row 3: 委託契約又は保証契約の申込をした事実. Row 4: 当社の賃貸人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報.

- (4)申込者は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかるとして、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することにより同意します。

第8条(信用情報機関への登録・利用等) ①申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社の加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)

■加盟先機関 名称: 株式会社 日本信用情報機構(略称 JICC) 電話番号: 0570-055-955 URL: https://www.jicc.co.jp

- (2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)

■提携先機関 ・名称: 全国銀行個人信用情報センター 電話番号: 03-3214-5020 URL: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

- (3)①第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報のうち、保証額に関する情報は賃貸借申込物件の賃料等1ヶ月分に相当する額とします。

②申込者は、当社が提供している個人情報及び法人情報が、加盟先機関に登録される期間には以下の通りです。

- ア 申込者を特定するための情報(申込者が個人の場合: 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先電話番号等、申込者が法人の場合: 法人名、代表者名、所在地、電話番号、設立年月日等) 契約内容(第1条2号の情報のうち、契約の種類、契約日、保証額、賃貸物件の名称・所在地等)・返済状況(第1条3号の情報のうち、入金日、入金予定日、完済日等)・取引事実(第1条3号の情報のうち、保証履行額、保証履行日等)・債権譲渡の事実に関する情報のいずれかが登録されている期間

イ 契約内容・返済状況・取引事実に関する情報 委託契約継続中及び終了後5年以内

- ウ 債権譲渡の事実に関する情報 当該事実の発生日から1年以内

- ③加盟先機関は、当社が第1項で提供した個人情報及び法人情報並びに第1号の申込情報を、加盟先機関に登録している他の加盟会員及び提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。 ④加盟会員は、当該個人情報及び法人情報並びに申込情報を、申込者の返済又は支払能力を調査する目的にのみ利用します。 ⑤申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報

に係る開示請求または当該個人情報・法人情報及び貸付け情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第9条(個人情報の第三者への提供) 申込者は、連帯保証人予定者、賃貸人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者が、申込者の個人情報等を、第4条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等) ①当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。

- ②当社は、申込者本人から当該本人が識別される個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」といいます。)

- ③当社は、申込者本人から当該本人が識別される個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」といいます。)

第11条(個人情報の正確性) 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第12条(必要情報の提出) 申込者は、委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

第13条(本条項不同意の場合の措置) 申込者が、委託契約及び保証契約において必要な記載事項(申込書、委託契約書及び保証契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は委託契約及び保証契約の締結をお断りします。

第14条(審査結果) 当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を賃貸人、管理会社又は仲介会社へ通知します。

第15条(個人情報の管理) ①当社は、その管理下にある個人情報の紛失、毀滅及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

第16条(個人情報及び法人情報取り扱い業務の外部委託) 当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第17条(統計データの利用) 当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。

第18条(本条項の改定) 当社は、本条項の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第19条(個人情報保護管理者) 全保連株式会社 個人情報保護管理者 コーポレート本部長

第20条(問合せ窓口) 個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他の質問、ご相談等につきましては当社ホームページ(https://www.zenhoren.jp)を参照いただくか、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

住所: 東京都港区西新橋1-24-1 担当部署: 全保連株式会社 リスク・コンプライアンス統括部 電話番号: 03-6327-5843 受付時間: 土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00

第21条(適用除外) 申込者が法人の場合、第7条は適用外とします。

第22条(契約締結業務) 当社の契約締結業務の都合上、申込者が、当社との間で委託契約(申込者が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約)を締結するに際して、当社に対し、本条項とは別の個人情報の取り扱いに関する同意書(以下「別同意書」といいます。)

申込者は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認情報並びに当社の与信判断に必要な情報を提出することにより同意するとともに当社が与信判断及び委託契約の締結、管理等に際し上記条項に従って当該個人情報・法人情報の取扱いを行うこと及び裏面記載の「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、申込を行います。

同意書記入欄: 同意した日をご記入ください。20年 月 日。申込者署名欄 ※法人申込の場合は法人名を記入。連帯保証人予定者署名欄。申込者ご本人が署名してください ※直筆以外は受付いたしかねます。代表者氏名。法人申込の場合のみご記入ください。

「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の説明を行った不動産会社名をご記入ください

説明を行ったご本人が署名してください



賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。
なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。	
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額
	住居	
	店舗・事務所	
	倉庫	月額賃料の6か月分相当額
	トランクルーム	月額賃料の12か月分相当額
駐車場		

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権をお客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,970円(内消費税等270円)をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。	
	毎年プラン	住居 初回保証委託料:月額賃料の50%(下限2万円)及び継続保証委託料:毎年1万円
		店舗・事務所 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
		倉庫 初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
	初回のみプラン	住居学生 初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年1万円
		住居 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)
駐車場 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)		
	トランクルーム 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)	
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。		
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合、または保証対象物件を対象とした新たな賃貸借契約を締結した場合には更新期間または新たな賃貸借契約の開始日から退去明渡し日まで保証します。	

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社の本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができます。この場合、本契約を解除されたお客様は、解除によって保証会社に生じた損害を賠償します。 (1)本契約の各条項に違反し、保証会社が相当期間を定めてその是正を催告しても期間内に是正されない場合 (2)保証会社に対し、本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより保証会社が誤認して本契約を締結した場合 (3)その他、前2項に準じる事由が生じた場合